

令和8年第1回尾張北部環境組合議会 定例会会議録

会 期 令和8年2月9日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 ごみ処理施設建設工事請負契約の変更について
- 日程第6 議案第3号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第4号 令和8年度尾張北部環境組合一般会計予算
-

出席議員（12名）

第1番	岡 覚 君	第2番	光清 毅 君
第3番	増田 修治 君	第4番	堀 元 君
第5番	伊藤 吉弘 君	第6番	岡地 清仁 君
第7番	江幡満世志 君	第8番	酒井 一平 君
第9番	飯田 正志 君	第10番	佐藤智恵子 君
第11番	大河原光雄 君	第12番	市橋 英男 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書 記 長	仙田 裁也 君	書 記	松浦 克哉 君
-------	---------	-----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管 理 者	澤田 和延 君	副 管 理 者	原 欣伸 君
副 管 理 者	鈴木 雅博 君	副 管 理 者	鯖瀬 武 君
犬山市経済環境部長	小池 信和 君	犬山市環境課長	疇地 利哉 君
江南市経済環境部長	平野 勝庸 君	江南市環境課長	相京 政樹 君
大口町まちづくり部長	佐橋 竜午 君	大口町環境対策室長	滝 和彦 君

扶桑町生活安全部長 長谷川明夫 君
事 務 局 長 石坂 育己 君
総 務 課 主 査 大橋 知明 君

扶桑町環境課長 池田 聡 君
総 務 課 副 主 幹 小川 誠二 君
総 務 課 主 査 倉知 嗣人 君

(午後 2 時50分 開会)

◎開会の宣告

○議長（大河原光雄君） 時間も参りましたので、ただいまから令和 8 年第 1 回尾張北部環境組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、全員協議会に引き続き御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されております議案は、尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正についてをはじめ 4 議案でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、適切な議決をされますようお願いを申し上げます。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、全員協議会に引き続き御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

このたびの定例会で御審議をお願いいたします案件は、ただいま議長さんから御報告のありましたとおり、尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをはじめ 4 議案でございます。いずれも重要な案件でございます。慎重に御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単であります但し挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大河原光雄君） ありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大河原光雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、4 番 堀元議員、10 番 佐藤智恵子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大河原光雄君） 続きまして、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

会期については、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付しま

した会期日程（案）のとおり、本日１日間とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日１日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日１日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大河原光雄君） 日程第３、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査及び令和７年度定例監査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第１号から議案第４号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大河原光雄君） 続きまして、日程第４、議案第１号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第７、議案第４号 令和８年度尾張北部環境組合一般会計予算までを議題といたします。

続いてお諮りいたします。これより当局から４議案を一括で提案理由の説明を行っていただいた後、１議案ごとに質疑を行い、全議案の質疑が終わったところで、１議案ごとに討論、採決を進めてまいります。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。それでは、４議案一括の提案理由の説明の後、１議案ごとに質疑を行うことといたします。

日程第４、議案第１号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第７、議案第４号 令和８年度尾張北部環境組合一般会計予算までの提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、議案第１号について御説明をいたしますので、３ページ

をお願いいたします。

令和８年議案第１号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき改正する必要があるからでございます。

４ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、条例（案）の新旧対照表により御説明しますので、５ページをお願いいたします。

まず、第１条関係につきましては、別表中、報酬の基準となる額の月額を「25万8,100円」から「26万8,300円」に引き上げるものでございます。

次に、第２条関係につきましては、第３条職員の報酬に関する規程において、第４項中の地域手当の支給割合を「100分の７」から「100分の８」に引き上げるものでございます。

その下、第９条期末手当に関する規定におきまして、６ページ上段の第２項中の期末手当の支給割合を「100分の125」から「100分の126.25」に引き上げるものでございます。

その下、第12条勤勉手当に関する規定において、第２項中の勤勉手当の支給割合を「100分の105」から「100分の106.25」に引き上げるものでございます。

恐れ入ります、４ページの条例（案）にお戻りください。

附則でございます。

まず、施行期日等について、第１項として、この条例は公布の日から、第２条の規定は令和８年４月１日から施行するものでございます。

第２項として、第１条の規定による改正後の尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和７年４月１日から適用するものでございます。

次に、給与の内払について、第３項として、改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものでございます。

最後に、委任について、第４項として前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は管理者が規則で定めるものでございます。

なお、7ページにはこの条例改正の要旨を掲載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

議案第1号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号について御説明をいたしますので、9ページをお願いいたします。

令和8年議案第2号 ごみ処理施設建設工事請負契約の変更についてでございます。

令和5年第1回尾張北部環境組合議会定例会において原案可決されました議案第7号 ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約の締結についてに係る契約金額を下記のとおり増額するため、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1の変更前契約金額は213億480万円。2の変更金額の増額は32億2,190万9,900円。3の変更後契約金額は245億2,670万9,900円となるものでございます。

提案理由といたしましては、賃金または物価の変動に基づき、工事請負契約約款第26条第6項に規定されるインフレスライド条項の適用により契約金額を変更する必要があるからでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

参考といたしまして、建設工事請負変更仮契約書を掲げております。なお、この契約書は議会の議決を得た後、効力を生じるものでございます。

議案第2号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号について御説明をいたしますので、13ページをお願いいたします。

令和8年議案第3号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

令和7年度尾張北部環境組合の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,949万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億647万4,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

14ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」を掲げておりますが、内容につきましては、後ほど歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」でございます。

令和6年度よりごみ処理施設建設事業において起債の借入れを行っておりますが、昨今の金利上昇の影響によりまして、当組合が財政融資資金で設定しております償還方法における貸付金利も上昇傾向にありまして、令和8年1月1日時点での利率が2.5%となっている状況を踏まえますと、実際に借入れを行う3月時点の利率が現行の3.0%で設定しております利率を超えてしまうおそれがあるため、4.0%へ変更する補正をお願いするものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

1枚はねていただきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金におきまして、7,740万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

減額の主な理由といたしましては、歳出における執行残額等の整理によるもので、内容につきましては、1節議会運営費負担金を59万1,000円、2節ごみ処理施設建設費負担金を1,659万9,000円、3節地域振興事業費負担金を6,118万2,000円減額するものでございます。

19ページの説明欄には、構成市町それぞれの負担金の補正額を掲げております。

また、4節雨水排水路整備負担金を96万6,000円増額するもので、国との雨水排水設備の施行に関する協定に基づく共同整備に係る負担額が確定したことによるものでございます。

1枚はねていただきまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

4款諸収入におきまして209万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、1節雨水排水設備受託工事収入について、7年度分の国からの受託工事完了に伴い収入額が確定したことによるものでございます。

以上、歳入の補正予算額の合計は7,949万9,000円の減額となり、歳入合計は25億647万4,000円となるものでございます。

1枚はねていただきまして、22、23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費におきまして59万1,000円の減額補正、また2款総務費におきまして547万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

減額の主な理由といたしましては、今後の予算執行見込みから執行残額分を整理するものでございます。

なお、2款1項1目一般管理費におきましては、1節報酬に6万2,000円の増額をお願いす

るもので、令和7年度の人事院勧告に基づき会計年度任用職員の報酬単価が引き上げられますので、改定年度の4月からの差額を遡って支給するものでございます。

1枚はねていただきまして、24ページ、25ページをお願いします。

3款建設事業費におきまして6,374万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

減額の理由につきましては、14節工事請負費において、工事完了に伴う不用額の整理及び18節負担金補助及び交付金において、今年度実施予定の地域振興事業のうち、一部の事業を8年度実施に計画変更したことによるものでございます。

最後に、4款公債費におきまして968万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

減額の理由につきましては、7年度の一般廃棄物処理事業債償還利子の額が確定したことによるものでございます。

以上、歳出の補正予算額の合計は7,949万9,000円の減額となり、歳出合計は25億647万4,000円とするものでございます。

なお、27ページから30ページには参考資料を掲げておりますので、後ほど御参照をください。議案第3号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号について御説明をいたしますので、35ページをお願いいたします。

令和8年議案第4号 令和8年度尾張北部環境組合一般会計予算でございます。

令和8年度尾張北部環境組合の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

第1項として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億9,021万8,000円と定めるものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

36ページ、37ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

36ページに歳入、37ページに歳出をそれぞれ掲げております。

内容につきましては、後ほど歳入歳出予算事項別明細書にて御説明をいたします。

38ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」でございます。

起債の目的は、ごみ処理施設建設事業でございまして、限度額は27億6,520万円、起債の方法は普通貸借、利率は4.0%以内、償還の方法は借入れの日から据置期間を含めて20年以内償還とするものでございます。

1枚はねていただきまして、40ページ、41ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でございまして。

前年度予算額と比較をいたしますと、令和8年度は歳入歳出それぞれ29億424万5,000円の増額となるものでございます。

1枚はねていただきまして、42ページ、43ページをお願いいたします。

歳入でございまして。

1款分担金及び負担金は、組合運営の経費について、規約に基づく負担割合に応じた構成市町の負担金として13億5,345万4,000円を計上しており、前年度より3億8,108万2,000円の増額となるものでございます。

内容といたしましては、1節議会運営費負担金に110万9,000円、2節ごみ処理施設建設費負担金に10億3,362万5,000円、3節地域振興事業費負担金に3億1,872万円を計上しております。

43ページの説明欄には、構成市町の負担金の内訳を掲げております。

1枚はねていただきまして、44ページ、45ページをお願いいたします。

次に、2款国庫支出金は、ごみ処理施設建設事業において循環型社会形成推進交付金を活用するもので、13億6,342万7,000円を計上しております。

次に、3款繰越金は、前年度の繰越明許費の不用額として8万7,000円を計上しております。

次に、4款諸収入は、雑入及び国からの受託事業収入として805万円を計上しております。

次に、5款組合債は、一般廃棄物処理事業債として27億6,520万円を計上しております。

以上、歳入合計は54億9,021万8,000円となるものでございます。

1枚はねていただきまして、46ページ、47ページをお願いいたします。

歳出でございまして。

1款議会費は110万9,000円を計上しており、前年度より22万4,000円の減額となるものでございます。

議会費の主な内容といたしましては、8節旅費に議会行政視察の旅費として54万4,000円、12節委託料に議会等の会議録作成業務委託料として29万1,000円を計上しております。

1枚はねていただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

2款総務費は8,474万2,000円を計上しており、前年度より146万5,000円の増額となるものでございます。

総務費の主な内容としましては、2款1項1目一般管理費において、49ページ下段の10節需

用費に構成市町の全世帯に配布する組合だよりの印刷発行費として113万9,000円、51ページ上段の11節役務費に組合だよりの折込手数料として120万8,000円を計上しております。

また、同ページ下段の18節負担金補助及び交付金には、派遣職員8人分の人件費負担金として7,398万円を計上しております。

1枚はねていただきまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

2款1項2目公害防止委員会費において、1節報酬に公害防止準備委員会委員への報酬として23万4,000円、13節使用料及び賃借料に委員会視察に伴うバス借上料等として15万7,000円を計上しております。

その下、2款2項1目監査委員費において、1節報酬に監査委員への報酬として13万8,000円、12節委託料に工事監査業務委託料として36万7,000円を計上しております。

続いてその下、3款建設事業費は53億5,340万3,000円を計上しており、前年度より28億7,372万2,000円の増額となるものでございます。

建設事業費の主な内容としましては、12節委託料に設計・施工監理業務委託料として7,029万円、14節工事請負費にごみ処理施設建設工事請負費として48億9,085万2,000円、出入路整備工事請負費として6,600万円、雨水排水設備（受託工事）工事請負費として753万5,000円、18節負担金補助及び交付金に地域振興事業費負担金として3億1,872万円を計上しております。

続いてその下、4款公債費は4,996万4,000円を計上しており、前年度より2,928万2,000円の増額となるものでございます。

公債費の内容につきましては、令和6年度から一般廃棄物処理事業債の借入れをしておりますので、昨年度に引き続き償還金の支払いをしていくものでございます。

最下段になります5款予備費は、前年度と同様、100万円を計上しております。

以上、歳出合計は54億9,021万8,000円となるものでございます。

財源の内訳につきましては、特定財源といたしまして、国県支出金が13億6,342万7,000円、地方債が27億6,520万円、その他が804万9,000円で、一般財源は13億5,354万2,000円となるものでございます。

なお、54ページから60ページには、本予算の関係資料をそれぞれ掲げております。

また、61ページから72ページには令和8年度当初予算参考資料を掲げておりますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

議案第4号の説明は以上でございます。

これで議案第1号から議案第4号についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（大河原光雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

なお、質疑は、尾張北部環境組合議会会議規則第47条の規定により、同一議員につき同一の議題については3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

まず、議案第1号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大河原光雄君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第2号 ごみ処理施設建設工事請負契約の変更について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大河原光雄君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第3号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第2号)について質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(大河原光雄君) 岡議員。

○1番(岡 覚君) 議案第3号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計補正予算について、2件質疑をさせていただきます。

インフレスライド条項によって工事請負契約の変更が第2号議案で出されまして、質疑がなかったわけですが、これに伴って建設費が変わってきています。それと、地方債の補正によって利率が上がってきています。

数年にわたる事業ですので、当然財源更正というのを想定して、全体の計画ですね、国のほうからどれだけいただけるよと、それから地方債でどれだけ予定するよと、当該年度の市町からどれだけいただくよということの全体計画というのは当然つくっていると思うんですが、この事業の請負契約の変更前と変更後のものをつくっているのかどうか、その点がまず第一に知りたいし、つくっていたら出してほしいというふうに思っているんですけど、当然これだけの時期があるわけですから、全体のそういう計画を持ってやるべきだというふうに思っているんですが、つくっているのかいないのか、あれば出してほしいというふうに思いますが、その点が1点。

○議長(大河原光雄君) 事務局長。

○事務局長(石坂育己君) まず、インフレスライドの関係につきましては、この補正で予算の

対応はございません。インフレスライド条項で増額した分につきましては、8年度、9年度で払っていきます。

その中で、今後の財政見込みというか、恐らくシミュレーション的なものを御希望かと思うんですけれども、今日は用意していませんが、来年度の全員協議会の中でお示ししていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、財政シミュレーションについてはつくってございます。

ちなみに、交付金と起債の関係につきましては、当初予算の参考資料の67ページに、ごみ処理施設建設工事の支払い予定額、これは総額になりますけれども、インフレスライド分の増額を見込んだ支払額、交付金予定額、それに対しての起債が借りられる額と市町負担金ということでお示ししておりますので、参考にしていただきたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長（大河原光雄君） 岡議員。

○1番（岡 覚君） 分かりました。

シミュレーションしてあるということですので、また後日お願いしたいと思います。

もう一点は、地方債の利率がどんどん上がっていくという中でいうと、当然限度額があると思うんですけれども、それに対して限度額いっぱい借りるのか、そうではなくて事業年度の負担が市町は大きいですが、もう少し下げて借りて地方債の額を全体として抑えたと、結局、後年度の市町の負担が軽くなっていくというふうに思うんですよね。その辺の検討というのは、やはり各市長、町長部局の工事年度のときにそんな金額はたまらんでというのか、それともやっぱり後年度のことを考えたら地方債はできるだけ抑えようという考えというのは、やっぱり僕は協議する必要があると思うんです。

その辺について、地方債をどれだけ借りるのかということは、やっぱり将来の市町の財政計画に影響するものですから、きちんと協議して適切な額に、事業費全体も増えているわけですので、調整してもう一度確認したほうがいいと思うんですけれども、その辺については事務局のほうとしてそういう協議をもう一度やってみようというお気持ちがあるのかどうか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大河原光雄君） 事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 起債の関係ですけれども、基本的にはやっぱり目いっぱい借りたいと考えています。また予算の平準化というところでは、長期20年で返還していくことになるんですけれども、そういった長期の借入をしていくことで、それぞれ構成市町の負担というのは平準化されると認識しておりますので、借り方についてはこれまで同様にこの借り方でいきたいと思っております。

利率に関しまして、これはどうしても物価の上昇に伴って金利も上昇しておりますけれども、その中でこの政府系の財政融資資金というのは非常に有利な資金だと考えておりますので、これについてもこれまで同様に活用していきたいと考えています。

(挙手する者あり)

○議長（大河原光雄君） 岡議員。

○1番（岡 覚君） 今、答弁いただきましたけれども、事務局のほうはそういうふうを考えているかもしれませんが、市町の市長、町長のほうでは、いや、まだ利率が低いときに今だったら一定の余裕があるからその分を出したいぞと、全部後年度負担になっていくし、公債費がどんどん増えていくわけですから、それを後の世代に全部負担を押しつけるよりはできるだけ今出したいという市長、町長も見えるんじゃないかと思いますので、事務局だけで判断するんじゃなくて、その辺もう一度協議して、これでいきたいと思うがどうだろうということ、各市町に投げかけてほしいというふうに私は思うんですけれども、もう一度答弁を。

○議長（大河原光雄君） 事務局長。

○事務局長（石坂育己君） もう一度、財政シミュレーションを通して構成市町のほうには確認させていただきたいと思います。

借入れのほうは、その当該年度の工事出来高で借りるということになっていきますので、余分に借りることができないものですから、その辺は御承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大河原光雄君） よろしいでしょうか。

○1番（岡 覚君） はい。

○議長（大河原光雄君） ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○議長（大河原光雄君） 質疑はないということで、これをもって議案第3号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第4号 令和8年度尾張北部環境組合一般会計予算について、質疑はございますか。

(挙手する者あり)

○議長（大河原光雄君） 江幡議員。

○7番（江幡満世志君） 先ほどの岡議員と似たような内容なんですけれど、52、53ページ、4款公債費、利子の部分ですね。4,996万4,000円についてお尋ねしたいんですけれども、一応起債の利率について2.5%から上昇傾向だと。3%で見込んでいるけれども、4%で見ていくと

いうような説明がありましたよね。

新年度においては27億1,590万円の起債を起こそうということなんですけれど、この新年度予算についてはこの利率の4,900万というのは、その起こした……。

○議長（大河原光雄君） 暫時休憩します。

（午後 3 時32分 休憩）

○議長（大河原光雄君） では、再開します。

（午後 3 時32分 再開）

○議長（大河原光雄君） 江幡議員。

○7 番（江幡満世志君） 4,996万円、その予算についてなんですが、まずこれは何％で計算しているのかということ。それから新年度起債予定が27億1,590万になっていますね、令和 8 年度に。

（「27億6,520万円」の声あり）

○7 番（江幡満世志君） じゃあ、この67ページに資料として載ってあるごみ処理施設建設工事ですか、ここにある起債分と書いてあるのはまた意味合いが違うんですね、27億1,500万。

○議長（大河原光雄君） 一回ここでいいですか。

事務局長。

○事務局長（石坂育己君） まず、53ページの 4 款公債費の4,996万4,000円ですけれども、こちらは償還金なんですけれども、3 年間元金据置きになりまして、利子分だけの償還になります。

内訳といたしましては、令和 6 年度分が利率1.7％で借りておりますので、金額として1,171万9,800円です。7 年度分はまだ借りておりませんが、一応 3 ％で計算しております。その額が3,824万4,000円ということで、これを足していただくと4,996万4,000円ということになります。

先ほどの67ページの参考資料のごみ処理施設建設工事の 8 年度起債額と45ページの起債の額27億6,520万と違うというところだと思うんですけども、実際、起債の対象となっておりますのは、ごみ処理施設建設工事と設計施工監理業務の両方が起債の対象となっておりますので、66ページの設計施工監理業務の起債分を足していただくと 8 年度の起債額になります。

（挙手する者あり）

○議長（大河原光雄君） 江幡議員。

○7 番（江幡満世志君） 起債の金額の内訳については分かりました。

それと、この償還の利子分ですか、パーセンテージが 6 年度に借りた分は利息のみ1.7％と

いうことで、それがもう7年度分が3%で計算しているということで、現実には2.5%ではないんですか。

○議長（大河原光雄君） 事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 実際に借入れを行いますのは年度末で、3月時点の利率になるんですけれども、2月1日時点の利率が2.7%です。ですので、ちょっと読めませんけれども、大体0.2%ぐらいは上乗せになるかもしれません。

ただ、これは予算上3%で計算していますが、実際にこれが3%を超えたりしてきますと、来年度に補正予算をお願いすることになると思います。

（挙手する者あり）

○議長（大河原光雄君） 江幡議員。

おまとめいただけますか。

○7番（江幡満世志君） 金利がこれから上昇する可能性ってすごくあって、当局のほうでもそれを織り込み済みでこのような予算立てをしている。今の答弁においても、もう補正まで組むかもしれないという御答弁だったわけで、本当に冗談抜きで4%とか4.5%とかになる可能性があるわけですね。

先ほど岡議員がおっしゃったように、ただ限度額目いっぱい起債を利用しようよと、支払い工事高に合わせた起債が起こせるということなわけですが、その辺は理事者会議のほうで、やはり首長の皆さんはそういうことに対しては非常に敏感だと思いますので、ぜひ御協議いただく。起債を抑える、そしてそれぞれの自治体における分担金についてはその分がちょっと負担増になるように思いますけれど、でも現実には先々で負担が軽減される、高い金利を払うのであれば、それも考えたほうがいいのかと。

それは考え方ですよ。金利は高くても、そういう時代も過去にはありましたから。金利が高かろうが何だろうが、借りるものは借りて利用してやれというね、それは考え方だと思いますけれど、その辺はぜひ御協議していただきたいと思います。以上です。

○議長（大河原光雄君） 事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 先ほども岡議員のところで答弁させていただきましたが、財政シミュレーションを通じて理事者会議のほうでもしっかりと説明をして御協議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大河原光雄君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） ほかにないようですので、これをもって議案第4号の質疑を終結いたします。

以上で日程第４、議案第１号から日程第７、議案第４号までの議案に対する質疑が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

(午後３時39分 休憩)

○議長（大河原光雄君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

(午後３時41分 再開)

○議長（大河原光雄君） これより１議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第１号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第１号について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第２号 ごみ処理施設建設工事請負契約の変更についてに対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第２号について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第３号 令和７年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第２号）に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第３号について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第４号 令和８年度尾張北部環境組合一般会計予算に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第４号について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大河原光雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には熱心に御審議をいただき、全ての案件に対し適切な議決をされまして無事閉会できますことを厚く御礼を申し上げます。

組合当局におかれましては、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は長時間にわたりまして慎重に御審議を賜り、各議案に対しまして適切なる御議決をいただき、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

本日、議員各位よりいただきました御意見につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。

まだまだ寒い日が続きますが、委員の皆様方におかれましては十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして一層の御高配と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（大河原光雄君） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大河原光雄君） これをもって、令和8年第1回尾張北部環境組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後3時45分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 大河原 光雄

議 会 議 員 堀 元

議 会 議 員 佐藤 智恵子